

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	水産部	漁政課	H22.6.1	平成22年度中・小型まき網漁業におけるLED水中灯とLED船上灯の導入に関する研究業務	5,000,000	長崎市文教町1番14号 国立大学法人長崎大学 学長 片峰 茂	<p>本県では、漁船漁業構造改革の推進の一環として、平成18年度から省エネや省人・省力化等の低コスト化、漁獲物の付加価値化など新たな技術等にかかる提案を受け、産学官の有識者で構成する「長崎県漁船漁業構造改革推進協議会」で、提案の効果や技術面などの課題や実用化の可能性について検討している。</p> <p>平成18年度に漁業者から提案された「中・小型まき網漁業へのLED水中灯の導入」については、協議会の意見に従い20年度に実証試験を実施したが、その際、LED水中灯とハログン船上灯の併用に有効性が見いだされた。</p> <p>このため、その後の協議会において、更なる省コスト化に向けて、LED水中灯とLED船上灯の併用による実証試験が必要と判断され、21年度、漁船漁業構造改革推進事業の技術改良・実験委託事業により従来操業との比較操業やLED水中灯とLED船上灯の効果的な配置や使用について試験し、集魚能力については一定の成果を確認した。</p> <p>本年度は、盛漁期を含めた長期間の実証試験により、漁期による集魚能力の変化やLED水中灯とLED船上灯の効果的な使用方法を確立するために研究業務を委託するものであり、前年度の試験結果を基盤とするため、前年度と同じ委託先が効率的かつ効果的である。</p> <p>また、同研究は、漁船に同乗して行う場合があり、当日の海洋状況により操業の有無を判断するため、地元で専門的に研究が可能な契約先に限定され、長崎大学水産学部に委託先が限定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号
2	水産部	漁政課	H22.7.1	平成22年度長崎県中・小型まき網漁業の経営構造改革のための調査研究業務	1,200,000	長崎市文教町1番14号 国立大学法人長崎大学 学長 片峰 茂	<p>本県では、漁船漁業構造改革の推進の一環として、平成18年度から省エネや省人・省力化等の低コスト化、漁獲物の付加価値化など新たな技術等にかかる漁業者等からの提案を受け、産学官の有識者で構成する「長崎県漁船漁業構造改革推進協議会」で、提案の効果や技術面における課題、実用化の可能性について検討している。</p> <p>平成21年度に漁業団体から提案された「長崎県中・小型まき網漁業の経営構造改革のための調査」については、まき網漁業経営の維持・安定のための条件や指針を漁業者に示すべき重要な提案であり、委託事業により専門家に調査を委託することが協議会で承認され、基本的な情報収集のための中・小型まき網漁業者へのアンケート調査や中・小型まき網を営む企業情報の収集を行った。</p> <p>本年度は、昨年度収集した情報を基に主に中・小型まき網漁業関係業界にて聞き取り調査を実施し、中・小型まき網漁業が抱える課題について経営戦略や制度面等様々な角度から分析し、直面する諸課題を解決するための方向性を示すなど、経営改善に向けた取組を推進するための調査研究業務を実施するものであり、昨年度の調査結果を基盤とするため、引き続き同じ委託先を選定することが効率的かつ効果的である。</p> <p>また、県内各地で現地調査を行う必要があるうえに、結果の解析にあたっては、経営と漁業の両面で専門的知識が必要とされることから、地元において調査研究が可能な受託先は長崎大学水産学部に限定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	水産部	漁政課	H22.7.7	平成22年度LED水中灯使用による夜間一本釣り操業の燃油節約に関する研究業務	1,500,000	長崎市文教町1番14号 国立大学法人長崎大学 学長 片峰 茂	<p>本県では、漁船漁業構造改革の推進の一環として、平成18年度から省エネや省人・省力化等の低コスト化、漁獲物の付加価値化など新たな技術等にかかる漁業者等からの提案を受け、産学官の有識者で構成する「長崎県漁船漁業構造改革推進協議会」で、提案の効果や技術面における課題、実用化の可能性について検討している。</p> <p>平成19年度に漁業者から提案された「LED水中灯使用による夜間一本釣り操業の燃油節約」については、LED水中灯による対象魚種の増集効果や、適正光力・波長等、導入に際しての基礎知見がほとんどないことから、漁船漁業構造改革推進事業の技術改良・実験委託事業により専門家に基礎的な研究を委託することが協議会で承認された。</p> <p>委託先については、県内各地で現地調査を行う必要があること及び結果の解析にあたり科学と漁業の両分野において専門的知識が必要とされることから、地元において対応可能な機関としては、高度な科学的解析力を有し、県内漁業の現状や魚の行動に関する知見を備えた長崎大学水産学部に限定されと考え、平成20年度に当該業務を委託し、従来型集魚灯との比較やLED水中灯の基礎的なデータを把握、昨年度は、20年度の結果を基に実証試験を実施し、魚の増集状況や燃油削減について一定の成果を得た。</p> <p>また、今年度は、過去2カ年のデータを基に、漁獲状況や経済面等からLED水中灯を利用した一本釣り漁業の手法を確立することとしており、継続的な試験内容となるため、引き続き同じ委託先を選定することが効率的かつ効果的である。</p>	第167条の2 第1項 第2号
4	水産部	漁政課	H23.2.24	長崎県水産業振興基本計画デザイン及び印刷・製本業務委託	1,730,000	長崎市桜町8-24 株式会社プラネット 代表取締役社長 本多孝介	<p>本委託業務は、平成23年度以降の長崎県の水産行政の指針や考え方を県民に分かりやすく示すため策定した長崎県水産業振興基本計画について、前計画に比べ見やすさ、分かりやすさを向上させ、手にとってもらえるような冊子とするためのイラスト作成やレイアウト等のデザイン及び印刷・製本業務を目的としている。</p> <p>そのため、公募型企画コンペにより広く企画提案を募り、7社の参加を得て委託候補者を選定、当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行うこととした。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	水産部	資源管理課	H22.4.1	平成22年度長崎県栽培漁業センター種苗生産及び施設管理等事業委託	210,200,000	佐世保市小佐々町矢岳168 株式会社長崎県漁業公社 代表取締役社長 藤井 健	水産資源が減少するなか、栽培漁業を推進し、資源の維持、回復を図るため地域の栽培漁業推進協議会や漁協に対し健全な種苗や新魚種を大量かつ安定的に供給する必要がある。このためセンターが計画している多種、大量の種苗生産を一括して行い、併せて適切に種苗生産施設の維持管理を行っていくには、十分な生産実績や技術水準、実施体制を必要とする。 (株)長崎県漁業公社は昭和38年に県内の沿岸漁業振興に寄与する目的で、県、漁連、信連、漁協等が出資する株式会社として発足し、昭和53年のセンター設立当初より当業務を受託している。このことから、業務内容を熟知していると共に、当該施設を利用して多種の種苗生産を安定して実施してきた実績がある。県の施策を実用化し得る技術水準や業務体制を有している県下最大の種苗生産機関であり、他に比類する者がいない。 また、当業務は年間を通して継続されるもので、受託者は同センター内に常駐する必要がある、通常の単年度契約で執行できる業務ではない。さらに、当該業務の種苗生産量や魚種は毎年度変化することから、長期継続契約をできる業務でもない。このことから当該業務は一般的な競争入札に付すべきものではない。	第167条の2 第1項 第2号
6	水産部	資源管理課	H22.4.1	平成22年度漁獲管理情報処理システム保守・整備業務委託	1,310,400	長崎市大黒町9-22 大興電子通信株式会社九州支店 長崎営業所 所長 沖田 和郎	本システムは、漁獲可能量の適正な管理を行う目的で、県内の漁協、産地魚市場から漁獲情報を収集するために県の委託事業において大興電子通信㈱が開発したものである。本システムを保守するにあたって、システム障害になった場合、TAC委託業務に支障を来さないよう迅速に対応できる業者はシステムを開発し、プログラミングを熟知している同業者の他にないため、他と競争できず相手方が特定される。また、システムの著作権は同社が保有しており、他社に委託する場合にはその著作権の売買も伴うため、現状よりも予算額が増加することは明らかである。	第167条の2 第1項 第2号
7	水産部	資源管理課	H22.4.1	平成22年度新漁業管理方式推進事業にかかる漁獲可能量(TAC)管理委託業務	6,700,000	長崎市京泊3-3-1 長崎県旋網漁業協同組合 代表理事組合長 柏木 哲	TAC(漁獲可能量)の適正な管理を行うためには、TAC対象魚種の漁獲・水揚情報の迅速かつ的確な把握、TAC制度の普及・啓発・指導等が必要であり、県内各地の産地市場や漁協にTACシステムを搭載したパソコンを設置し、報告体制を整備している。システムの運用には、専門的知識が必要であり、また管理漁協の数が多いことから、TAC対象魚種の漁獲量の9割をしめる中型まき網漁業者で構成する長崎県旋網漁業協同組合に委託した方が円滑に運用できる。また同漁協はまき網漁業に関する知識が豊富なことから、TAC制度の普及・指導が容易なため、他と競争できず相手方が特定される。また、情報収集業務を県内の一般企業等に委託した場合、受託者が旋網組合等に情報収集する事務費等が加算され、現状よりも予算額が増加することは明らかである。	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	水産部	資源管理課	H22.4.1	平成22年度長崎県漁獲管理対策事業にかかる漁獲・水揚等情報収集業務委託	4,775,400	長崎市京泊3丁目3番1号 長崎県旋網漁業協同組合 代表理事組合長 柏木 哲	TAC(漁獲可能量)の適切な管理を行うため、県内の漁獲量や水揚量の情報を迅速かつ的確に収集を行う必要がある。県内において、対応できるのは、中型まき網漁業者を構成員とする長崎県旋網漁業協同組合に限定されるため、他と競争できず相手方が特定される。また、情報収集業務を県内の一般企業等に委託した場合、受託者が旋網組合等に情報収集する事務費等が加算され、現状よりも予算額が増加することは明らかである。	第167条の2 第1項 第2号
9	水産部	資源管理課	H22.4.1	平成22年度海難事故防止普及員事業	2,618,000	長崎市京泊3-3-1 長崎県旋網漁業協同組合 代表理事組合長 柏木 哲	本事業は、ライフジャケット着用率の向上や小型漁船緊急通報システムの拡大普及を図ると共に、海難事故防止意識の普及・啓発を図る海難事故防止普及員を養成し、海難事故の減少を図ることを目的としている。 このため、漁業従事者や漁業協同組合に対する海難事故防止対策の普及・啓発や、漁船安全操業対策の普及・啓発活動に対してノウハウを有している団体に委託先が限定される。 今回の委託先である長崎県旋網漁業協同組合は、県内のまき網事業者を所管し指導等を行う立場にあり、委託先としては適当である。	第167条の2 第1項 第2号
10	水産部	資源管理課	H22.4.1	平成22年度海難事故防止普及員事業	2,759,000	長崎市五島町2番27号 長崎県漁業協同組合連合会 代表理事組合長 川端 勳	本事業は、ライフジャケット着用率の向上や小型漁船緊急通報システムの拡大普及を図ると共に、海難事故防止意識の普及・啓発を図る海難事故防止普及員を養成し、海難事故の減少を図ることを目的としている。 このため、漁業従事者や漁業協同組合に対する海難事故防止対策の普及・啓発や、漁船安全操業対策の普及・啓発活動に対してノウハウを有している団体に委託先が限定される。 今回の委託先である長崎県漁業協同組合連合会は、県内の漁協を所管し指導等を行う立場にあり、委託先としては適当である。	第167条の2 第1項 第2号
11	水産部	資源管理課	H22.5.20	平成22年度タイラギ漁業対策事業委託	4,000,000	諫早市小長井町小川原浦499 タイラギ漁業対策事業受託共同体	本委託業務は、諫早湾及び有明海において、タイラギ等の外敵であるナルトビエイの駆除を行うものであり、事業の実施にあたっては当該海域においてタイラギ漁業者の所属する漁協が、タイラギ等の生息状況及び生態に関する知見を持ち、さらにトビエイの捕獲についても、捕獲技術を持つ当該地区の漁業者が事業を実施するのが円滑、確実、迅速な事業遂行のため適切であると判断されるため、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	水産部	資源管理課	H22.4.1	平成22年度有明海漁業振興技術開発事業	1,500,000	雲仙市瑞穂町西郷庚496-1 瑞穂漁業協同組合	有明海における漁業振興を図るため、有明海特産魚介類について、海域特性に応じた種苗量産・育成技術の確立、放流技術の確立、生育環境の改善等を一体的に行うことにより、効果的な増養殖技術の開発に取り組む「有明海漁業振興技術開発事業」を実施している。本事業は、当該事業の一環として、諫早湾におけるタイラギの増殖技術を開発するため、湾内に生息する天然稚貝を、瑞穂漁協が享有する共同漁業権内のアサリ漁場辺縁部等、貧酸素水塊等の影響を受けにくい場所に移植し、移植後の成長、生残状況等を把握するための試験を委託するものである。従って、委託先としては、タイラギ漁業の経験と技術を有するとともに、移植漁場の特性を把握している、共同漁業権の管理者である瑞穂漁協に限定される。	第167条の2 第1項第2号
13	水産部	資源管理課	H22.4.1	平成22年度有明海漁業振興技術開発事業	1,500,000	国見漁業協同組合	有明海における漁業振興を図るため、有明海特産魚介類について、海域特性に応じた種苗量産・育成技術の確立、放流技術の確立、生育環境の改善等を一体的に行うことにより、効果的な増養殖技術の開発に取り組む「有明海漁業振興技術開発事業」を実施している。本事業は、当該事業の一環として、諫早湾におけるタイラギの増殖技術を開発するため、湾内に生息する天然稚貝を、国見漁協が享有する共同漁業権内のアサリ漁場辺縁部等、貧酸素水塊等の影響を受けにくい場所に移植し、移植後の成長、生残状況等を把握するための試験を委託するものである。従って、委託先としては、タイラギ漁業の経験と技術を有するとともに、移植漁場の特性を把握している、共同漁業権の管理者である国見漁協に限定される。	第167条の2 第1項第2号
14	水産部	資源管理課	H22.4.1	平成22年度有明海漁業振興技術開発事業	1,500,000	諫早市小長井町小川原浦499 小長井町漁業協同組合	有明海における漁業振興を図るため、有明海特産魚介類について、海域特性に応じた種苗量産・育成技術の確立、放流技術の確立、生育環境の改善等を一体的に行うことにより、効果的な増養殖技術の開発に取り組む「有明海漁業振興技術開発事業」を実施している。本事業は、当該事業の一環として、諫早湾におけるタイラギの増殖技術を開発するため、湾内に生息する天然稚貝を、小長井町漁協が享有する共同漁業権内のアサリ漁場辺縁部等、貧酸素水塊等の影響を受けにくい場所に移植し、移植後の成長、生残状況等を把握するための試験を委託するものである。従って、委託先としては、タイラギ漁業の経験と技術を有するとともに、移植漁場の特性を把握している、共同漁業権の管理者である小長井町漁協に限定される。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	水産部	資源管理課	H22.4.1	平成22年度有明海漁業振興技術開発事業	12,000,000	島原市霊南2丁目16番21 島原漁業協同組合	有明海における漁業振興を図るため、有明海特産魚介類について、海域特性に応じた種苗量産・育成技術の確立、放流技術の確立、生育環境の改善等を一体的に行うことにより、効果的な増養殖技術の開発に取り組んでいる。本業務は、当該事業の一環として、放流技術開発に取り組むガザミ、ホシガレイ及びオニオコゼについて高い放流効果が期待できる大型種苗を安定的に確保するため、また、総合水産試験場で生産したシタビラメ、メイタガレイの種苗については、全長10cmサイズまで中間育成する技術を開発するための中間育成技術の開発を委託するものである。委託先には、栽培漁業に係る技術と経験を有していること、また、中間技術開発を行うための施設利用が可能なこと、さらに、養殖業の経験を持ち人工種苗の育成に係る高い技術と経験を有することが求められる。本県有明海沿岸において、これらの条件を満たす団体は、有明海栽培漁業推進協議会の構成員として長年栽培漁業を実践しており、かつ、島原市が所有している陸上水槽の管理主体として、トラフグ養殖業を営んでいる島原漁協に限定される。	第167条の2 第1項第2号
16	水産部	資源管理課	H22.4.1	平成22年度有明海漁業振興技術開発事業	18,000,000	(独)水産総合研究センター	有明海における漁業振興を図るため、有明海特産魚介類について、海域特性に応じた種苗量産・育成技術の確立、放流技術の確立、生育環境の改善等を一体的に行うことにより、効果的な増養殖技術の開発に取り組んでいる。本業務は、当該事業の一環として、有明海特産の二枚貝であり、資源状況が激減しているタイラギについて、近年、基礎的な技術開発が進んでいる海面垂下式養殖技術の実用化に取り組むものである。委託先には、タイラギ養殖に係る基礎的な技術を有していること、また、タイラギ養殖は、海洋環境の影響を受けるため、養殖漁場の環境特性を十分に把握していることが求められる。独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所は、大型二枚貝タイラギの環境浄化型養殖技術の開発の中核研究機関としてタイラギの養殖技術開発に取り組み、これまでに、「海洋生物の付着防御器具」や「タイラギを垂下養殖するための養殖用器具」等、タイラギ養殖に係る基礎技術の特許出願を行うとともに、有明海の漁場環境に関する包括的な調査実績を有している唯一の機関である。このため、本業務を効果的かつ効率的に遂行するための相手方は、独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所一者に特定される。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	水産部	資源管理課	H22.4.1	大中型まき網・以西底びき網漁業船員等確保事業	3,526,000	長崎県長崎市魚の町3番21号 まる川漁業株式会社	本委託について、雇用創出を図るため、一定期間の研修が実施可能な漁業会社ということで、委託先が限定される。 なお、国の緊急雇用創出事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項第2号
18	水産部	資源管理課	H22.4.1	大中型まき網漁業振興対策・以西底びき網漁業再生事業	3,270,000	長崎市京泊町3-3-1 長崎県旋網漁業協同組合	県内のまき網漁業会社で組織される組合であり、各漁業会社の指導・調整が可能な県内唯一の団体であり、相手方が特定される。 なお、国のふるさと雇用再生特別基金事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項第2号
19	水産部	資源管理課	H22.4.1	大中型まき網・以西底びき網漁業船員等確保事業	3,526,000	長崎市筑後町7-11 丸福漁業株式会社	本委託について、雇用創出を図るため、一定期間の研修が実施可能な漁業会社ということで、委託先が限定される。 なお、国の緊急雇用創出事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項第2号
20	水産部	資源管理課	H22.4.1	大中型まき網漁業振興対策・以西底びき網漁業再生事業	7,018,000	五島市平蔵町1460番地 海興水産株式会社	大中型まき網漁業の振興に向けた新たな取り組み実施可能な漁業会社であり、委託先が限定される。 なお、国のふるさと雇用再生特別基金事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項第2号
21	水産部	資源管理課	H22.4.1	大中型まき網・以西底びき網漁業船員等確保事業	4,628,000	南松浦郡新上五島町奈尾郷359番地 まるの漁業株式会社	本委託について、雇用創出を図るため、一定期間の研修が実施可能な漁業会社ということで、委託先が限定される。 なお、国の緊急雇用創出事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	水産部	資源管理課	H22.4.28	大中型まき網・以西底 びき網漁業船員等確保 事業	1,322,000	長崎市鳴滝2丁目7番18号 東洋漁業株式会社	本委託について、雇用創出を図るため、一定期間の研修が実施可能な漁業会社ということで、委託先が限定される。 なお、国の緊急雇用創出事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項第2号
23	水産部	資源管理課	H22.6.1	平成22年度有明海漁 業振興技術開発事業に 係るクルマエビ放流効 果調査委託業務	2,037,000	島原市壺南二丁目16番地21 有明海栽培漁業推進協議会 会長 北浦 守金	本県では、平成21年度から平成23年度まで、国及び関係県と連携し、有明海における漁業振興を図るため、有明海特産魚介類について、海域特性に応じた種苗量産・育成技術の確立、放流技術の確立、生育環境の改善等を一体的に行うことにより、効果的な増養殖技術の開発に取り組む「有明海漁業振興技術開発事業(国庫補助事業)」を実施している。 本業務は、当該事業の一環として、有明海沿岸4県が共同で標識放流するクルマエビの放流効果調査に係る業務を委託するものである。 従って、委託先としては、有明海において栽培漁業を実践し、クルマエビ放流効果調査の技術と経験を有する有明海栽培漁業推進協議会に限定される。	第167条の2 第1項第2号
24	水産部	資源管理課	H22.6.24	有明海特産魚介類生態 環境調査に係る貧酸素 対策調査業務委託	89,880,000	諫早市小長井町小川原浦499 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮 隆喜	本業務は、貧酸素水塊が発生する諫早湾において、貧酸素対策の基礎資料となる水流等による躍層の抑制や底質環境の改善状況を把握する目的で実施する必要がある。 この点において、漁場環境を見ながら素早く効果的に業務を遂行することが重要であり、諫早湾の海底地形・底質・潮流等に関する情報に精通するとともに、地域調整能力並びに特殊な知識、技術力が求められる。 このことを踏まえ、特殊な知識、技術に基づく視点から考えられる水流等による躍層の抑制や底質環境の改善手法についてプロポーザル方式により広く公募し、各種提案の中から目的を遂行するための最も効果的な手法を提案した提案者と本業務の随意契約を行うこととした。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	水産部	資源管理課	H22.6.4	有明海特産魚介類生息環境調査に係る国見地区アサリ着底促進効果調査業務委託	1,277,850	雲仙市国見町土黒甲2番地1 国見漁業協同組合 代表理事組合長 酒井八洲仁	本業務において、漁場へのアサリの着底促進状況を効果的に把握するためには、調査地域の地形、底質、潮流やアサリの生態等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。この条件に適合するのは、アサリの生態や調査地域の漁場環境やアサリの生育場所を熟知し、併せて、アサリの採取作業にも精通し、効率よく作業を行う技術を有する、調査地域でアサリの漁獲を長年行っている漁業者である。また、調査地域がある共同漁業権を管理する国見漁業協同組合の協力が重要となってくる。このような点から、当該調査地域でアサリを漁獲する漁業者が所属し、さらに、当該調査地域の共同漁業権を管理する国見漁業協同組合は、当該事業の円滑かつ確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体であることから、本業務の随意契約を行うこととした。	第167条の2 第1項第2号
26	水産部	資源管理課	H22.6.16	平成22年度漁場環境美化推進事業委託	4,150,000	長崎市五島町2番27号 長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長 川端 勲	有明海及び周辺海域において海面等の清掃を行うものであり、清掃は海域内に所属する漁協及び漁業者が協力し実施するが、対象海域には多数の漁協があり、広域的かつ機能的に事業を実施するために、県内漁協の上部団体である長崎県漁業協同組合連合会に本業務の随意契約を行うこととした。	第167条の2 第1項第2号
27	水産部	資源管理課	H22.6.21	有明海特産魚介類生息環境調査に係るアサリ生息密度の違いがアサリ生残に及ぼす影響調査及び貧酸素改善効果調査業務委託	1,620,150	諫早市小長井町小川原浦499 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮 隆喜	本業務において、アサリ生息密度の違いや貧酸素対策調査業務によってもたらされる高濃度酸素水等によるアサリや魚介類の生残に及ぼす影響を効果的に把握するためには、調査地域の地形、底質、潮汐、潮流、アサリや各種魚介類の生態等に関する情報に精通し、かつ、熟知していることが求められる。 この条件に適合するのは、アサリや各種魚介類の生態及び漁場環境を熟知するとともに、アサリの堀上げやアサリの移植作業及び各種漁法にも精通し、効率よく作業を行う技術を有する、調査地域で各種漁業を長年行っている漁業者である。 また、アサリの調査地域は区画漁業権内であり、かつ、各種漁業が営まれる共同漁業権内であるため、区画漁業権及び共同漁業権を管理する小長井町漁協の協力が重要となってくる。 このような点から、当該調査地域で漁業を営んでいる漁業者が所属し、さらに、当該調査地域の区画漁業権及び共同漁業権を管理する小長井町漁業協同組合は、当該事業の円滑かつ確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体であることから、同漁協と本業務の随意契約を行うこととした。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	水産部	資源管理課	H22.7.13	有明海特産魚介類生息環境調査に係る小長井地区漁場環境調査業務委託	3,675,000	長崎市伊良林1-2-31 株式会社 西村商会 代表取締役 西村喬	<p>この業務は、当初一般競争入札の公告を行ったが、応札するものがいなかったため、随意契約を行ったものである。</p> <p>この業務は、当該調査地区において、水質計を設置し、リアルタイムに水質の変化を把握するもので、調査の実施にあたっては特殊な機器の管理が必要である。</p> <p>今回の設置予定の調査機器は、観測データを設置機器内に10分間に1回メモリさせそのデータを電波で受動発信する機器を用いて送信し、他地区で管理しているサーバーで受信、30分に1回の間隔でデータをグラフ化、CSV化して、現在小長井町漁協が管理しているホームページへリアルタイムに自動アップロードするもので、小長井町の漁場環境や小長井町漁協におけるデータの公開方法にあった特殊なシステム構成とその管理が求められる。</p> <p>また、小長井町漁協に現在設置されている機器と同じ機器HYDOROLAB多項目水質計(MS5)を設置することにより、小長井町漁協管内の他地区で観測しているデータとの比較が容易となるため、小長井町沿岸全域の漁場環境を効率的に把握し、考察することができるようになる。</p> <p>さらに、今回設置予定の機器であるHYDOROLAB多項目水質計(MS5)は総合水産試験場や県内水産業普及指導センターが水質調査に利用している機器と同等のもので県関係機関とデータを共有し、各種検討ができる。</p> <p>このような観点から、今回設置予定の機器を限定する必要があるとともに、現在、小長井町漁協の機器を保守管理し、さらに対象機器を県内で唯一取り扱っている業者は(株)西村商会しかないので、本業務を調査遂行できるのは県内で(株)西村商会1者に限られる。</p>	地方自治法施行令167条の2第1項第8号及び地方自治法施行令167条の2第1項第2号
29	水産部	資源管理課	H22.10.14	平成22年度有明海地区水域環境保全創造工事(海底耕耘業務委託)	68,250,000	諫早市小長井町小川原浦499番地 南北高海区漁業協同組合長会	<p>本事業では、生産力の低下した海域の海底を桁網で耕耘作業が可能である漁船により、効率的に耕耘する必要がある。</p> <p>このためには、当該海域の海底地形・底質・潮流等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。</p> <p>上記条件に適合するのは、有明海の沿海漁業協同組合に属する底曳き網漁業者等であるが、実施箇所の面積が広く、多数の漁業者あるいは漁協に業務を委託する必要があるため、施工管理に多大な労力を要し、また事業の実施精度に不均衡が生じる恐れがある。</p> <p>この点において、有明海の沿海漁業協同組合で構成された「南北高海区漁業協同組合長会」は、構成員が当該漁船を所有し、円滑、確実、迅速な業務の遂行が図られる唯一無二の団体であることから、同団体と本業務の随意契約を行う。</p>	地方自治法施行令167条の2第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	水産部	資源管理課	H22.10.18	平成22年度対馬地区 水域環境保全創造工事 (食害生物駆除等業務委託)	9,727,200	対馬市厳原町久田1番地7 厳原町漁業協同組合	<p>本事業では、平成20年度に藻場礁を設置した区域内等において、藻場の回復を図るためには、潜水作業及び刺網により、海域に生息する食害生物を効率的に駆除する必要がある。</p> <p>このためには、当該海域の海底地形・食害生物の生息場所等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。</p> <p>上記条件に適合するのは、周辺海域を主漁場とする採介藻漁業者及び刺網漁業者等であるが、これらの条件に加えて、食害生物の駆除作業は、広い面積を短期間に集中して実施する必要があるため、多数の作業員が相互に連携し、組織的に作業を行うことも求められる。</p> <p>上記条件を満たすためには、多数の漁業者に業務を委託し、綿密な施工管理を行う必要が生じることから、作業に多大な労力を要し、また事業の実施精度に不均衡が生じる恐れがある。</p> <p>この点において、当該地域の採介藻漁業者及び刺網漁業者が所属する厳原町漁業協同組合は、当該事業の円滑かつ確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体であることから、本事業では競争入札には適さず随意契約とする。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
31	水産部	資源管理課	H22.10.18	平成22年度五島地区 水域環境保全創造工事 (食害生物駆除等業務委託)	9,944,550	南松浦郡新上五島町青方郷22 73番地 上五島町漁業協同組合	<p>平成20年度に藻場礁を設置した区域内等において、藻場の回復を図るためには、潜水作業及び刺網により、海域に生息する食害生物を効率的に駆除する必要がある。</p> <p>このためには、当該海域の海底地形・食害生物の生息場所等に関する海況に精通し、かつ熟知していることが求められる。</p> <p>上記条件に適合するのは、周辺海域を主漁場とする採介藻漁業者及び刺網漁業者等であり、これらの条件に加えて、食害生物の駆除作業は、広い面積を短期間に集中して実施する必要があるため、多数の潜水作業員が相互に連携し、組織的に作業を行うことも求められる。</p> <p>上記作業を実施するためには、多数の漁業者に業務を委託し、綿密な施工管理を行う必要があるが、施行にあたっては多大な労力を要し、また事業の実施精度に不均衡が生じる恐れがある。</p> <p>この点において、当該地域の採介藻漁業者及び刺網漁業者が所属する上五島町漁業協同組合は、当該業務の円滑かつ確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体であることから、本事業は競争入札には適さず随意契約とする。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	水産部	資源管理課	H23.1.11	有明海特産魚介類生態環境調査に係る島原地区底質改善効果調査業務	10,792,950	長崎県島原市霊南2丁目16番地21 島原漁業協同組合	<p>本業務において、漁場に貝殻粉末散布や攪拌により底質改善効果を効果的に把握するためには、調査地域の地形、底質、潮流、潮汐、やそこで漁獲される底生生物等の生態等に関する情報に精通し、かつ、熟知していることが求められる。</p> <p>この条件に適合するのは、調査地域の漁場環境や底生生物(漁獲対象となる生物)等の生息場所を熟知しているとともに、底生生物の漁獲作業にも精通し、効率よく作業を行う技術を有する、調査地域で漁業を長年行っている漁業者である。</p> <p>また調査地域がある共同漁業権を管理する島原漁業協同組合の協力が重要となってくる。</p> <p>このような点から、当該調査地域で様々な底生生物を漁獲する漁業者が所属し、さらに、当該調査地域の共同漁業権を管理する島原漁業協同組合は、当該事業の円滑かつ確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体である。</p> <p>さらに、当地区における本調査業務の取組や結果については、今後、当地区での底生生物の資源回復につなげて行く必要があり、業務を実施することにより地元漁業者及び漁協の取組を促すことができることから、同漁協と本業務の随意契約を行うこととした。</p>	第167条の2 第1項 第2号
33	水産部	資源管理課	H23.1.11	有明海特産魚介類生態環境調査に係る島原有明地区漁場環境改善効果把握調査業務委託	5,880,000	長崎市元船町17番1号 社団法人 水産土木建設技術センター長崎支所	<p>この業務は、当該調査地区において、貝殻粉末を散布し、攪拌作業を行う前後について、底質・底生生物の状況調査を行うもので、調査の実施や結果の考察を行うには、海洋特性・水産生物の生態についての専門知識等が必要である。</p> <p>社団法人水産土木建設技術センター長崎支所は、海洋関係・水産生物の専門知識を有する職員で構成された公益法人であり、本県の漁場造成事業に関する事前調査、魚礁の設計、効果調査など数多くの調査を手がけ信頼度の高い成果を上げている。また、有明海の海底耕耘の効果調査は当センターのみしか行っていない。</p> <p>さらに、当センターでは有明漁場における生物生態的・水産土木技術的な数多くのデータ・知見を有しており、今回の底質・底生生物調査において有明海全体を見越して海洋特性・水産生物の面からもそれぞれ関連づけて考察することができる。</p> <p>その技術知識等に立脚した調査が可能であることや、調査方法、有明海で実施されている海底耕耘調査データとの比較の観点から、本調査を遂行できるのは、県内で社団法人水産土木技術センター長崎支社一者に限られる。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
34	水産部	資源管理課	H23.2.14	平成22年度大村湾地区水域環境保全創造工事(堆積物除去業務)	10,290,000	西彼杵郡時津町浦郷542番地18 大村湾海区漁業協同組合長会	<p>本事業では、海底に堆積した廃棄物等を、桁網で堆積物除去作業が可能である漁船により、効率的に耕耘する必要がある。このためには、作業実施者が当該海域の海底地形・底質・潮流等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。これらの条件を具備するのは、大村湾の沿岸漁業協同組合に属する小型機船底曳網漁業者等であるが、実施海域が広大なため、多数の漁業者或いは複数漁協への業務委託が必要であり、施工管理に多大な労力を要するとともに、事業実施上での精度の均衡確保が困難と思慮される。</p> <p>この点において、大村湾の沿岸漁業協同組合で構成され、その漁業活動を共有化している唯一無二の団体である「大村湾海区漁業協同組合長会」は、その構成員である各組合に所属する組合員が小型機船底曳網漁船等を所有していることから、前記条件にも適合するとともに、当該事業の円滑かつ確実・迅速な遂行が期待されるため、同団体との随意契約とする。</p>	第167条の2 第1項第2号
35	水産部	資源管理課	H23.2.16	漁場環境改善赤潮抑制事業に係る橘湾東部漁協地区底質改善業務	29,423,100	雲仙市小浜町北本町14-40 橘湾東部漁業協同組合	<p>本業務において、漁場に貝殻粉末散布や攪拌により底質改善を効果的に行うためには、実施地域の地形、底質、潮汐、潮流等に関する情報に精通し、かつ、効率よく作業を行う技術を有する必要があるが、この条件に適合するのは、実施地域で漁業を長年行っている漁業者である。</p> <p>また、実施地域がある共同漁業権を管理する橘湾東部漁業協同組合の協力が重要となってくる。</p> <p>このような点から、当該実施地域の漁場環境を熟知し、様々な底生生物を漁獲している漁業者が所属し、さらに、当該調査地域の共同漁業権を管理する橘湾東部漁業協同組合は、当該事業の円滑かつ確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体である。</p> <p>さらに、当地区における本業務の取組や結果については、今後、当地区での赤潮被害防止対策につなげて行く必要があり、業務を実施することにより、地元漁業者及び漁協の取組を促すことができることから、同漁協と本業務の随意契約を行うこととした。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	水産部	資源管理課	H23.2.18	漁場環境改善赤潮抑制事業に係る島原半島南部漁協地区底質改善業務	14,671,650	南島原市口之津町甲803番地43 島原半島南部漁業協同組合	<p>本業務において、漁場に貝殻粉末散布や攪拌により底質改善を効果的に行うためには、実施地域の地形、底質、潮汐、潮流等に関する情報に精通し、かつ、効率よく作業を行う技術を有する必要があるが、この条件に適合するのは、実施地域で漁業を長年行っている漁業者である。</p> <p>また、実施地域がある共同漁業権を管理する島原半島南部漁業協同組合の協力が重要となってくる。</p> <p>このような点から、当該実施地域の漁場環境を熟知し、様々な底生生物を漁獲している漁業者が所属し、さらに、当該調査地域の共同漁業権を管理する島原半島南部漁業協同組合は、当該事業の円滑かつ確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体である。</p> <p>さらに、当地区における本業務の取組や結果については、今後、当地区での赤潮被害防止対策につなげて行く必要があり、業務を実施することにより、地元漁業者及び漁協の取組を促すことができることから、同漁協と本業務の随意契約を行うこととした。</p>	第167条の2 第1項第2号
37	水産部	資源管理課	H23.3.11	平成22年度橘湾東部漁協地区底質改善業務(海底清掃耕耘業務委託)	14,700,000	橘湾東部漁業協同組合	<p>本事業において、シャットネラ赤潮や沿岸域からの流入物等により悪化した橘湾の海底を効率的に耕耘するためには、桁網で耕耘作業が可能である漁船等による施行が効果的である。</p> <p>このためには、当該海域の海底地形・底質・潮流等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。これらの条件を具備するのは、橘湾の沿岸漁業協同組合に属する小型機船底曳網漁業者等である。</p> <p>また、当該事業の耕耘作業は養殖場に近い共同漁業権内の地域を主な実施場所としており、当該事業を実施するうえでは共同漁業権を管理する橘湾東部漁業協同組合の協力が重要となってくる。</p> <p>このような点から、当該地域の共同漁業権内で中心となって漁業を営む漁業者が所属する橘湾東部漁業協同組合は、当該事業の円滑から確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体である。</p> <p>さらに、当地区における取組や結果については、当該地域の赤潮対策につなげていく必要があり、業務を実施することにより、地元漁業者及び漁協の取組を促すことができることから、同漁協と本業務の随意契約を行うこととした。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	水産部	資源管理課	H23.3.9	平成22年度島原半島南部漁協地区底質改善業務(海底清掃耕耘業務委託)	3,465,000	島原半島南部漁業協同組合	<p>本事業において、シャットネラ赤潮や沿岸域からの流入物等により悪化した橘湾の海底を効率的に耕耘するためには、桁網で耕耘作業が可能である漁船等による施行が効果的である。</p> <p>このためには、当該海域の海底地形・底質・潮流等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。これらの条件を具備するのは、橘湾の沿岸漁業協同組合に属する小型機船底曳網漁業者等である。</p> <p>また、当該事業の耕耘作業は養殖場に近い共同漁業権内の地域を主な実施場所としており、当該事業を実施するうえでは共同漁業権を管理する島原半島南部漁業協同組合の協力が重要となってくる。</p> <p>このような点から、当該地域の共同漁業権内で中心となって漁業を営む漁業者が所属する島原半島南部漁業協同組合は、当該事業の円滑から確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体である。</p> <p>さらに、当地区における取組や結果については、当該地域の赤潮対策につなげていく必要があり、業務を実施することにより、地元漁業者及び漁協の取組を促すことができることから、同漁協と本業務の随意契約を行うこととした。</p>	第167条の2 第1項第2号
39	水産部	資源管理課	H23.3.15	平成22年度橘湾中央漁協地区底質改善業務(海底清掃耕耘業務委託)	7,875,000	橘湾中央漁業協同組合	<p>本事業において、シャットネラ赤潮や沿岸域からの流入物等により悪化した橘湾の海底を効率的に耕耘するためには、桁網で耕耘作業が可能である漁船等による施行が効果的である。</p> <p>このためには、当該海域の海底地形・底質・潮流等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。これらの条件を具備するのは、橘湾の沿岸漁業協同組合に属する小型機船底曳網漁業者等である。</p> <p>また、当該事業の耕耘作業は養殖場に近い共同漁業権内の地域を主な実施場所としており、当該事業を実施するうえでは共同漁業権を管理する橘湾中央漁業協同組合の協力が重要となってくる。</p> <p>このような点から、当該地域の共同漁業権内で中心となって漁業を営む漁業者が所属する橘湾中央漁業協同組合は、当該事業の円滑から確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体である。</p> <p>さらに、当地区における取組や結果については、当該地域の赤潮対策につなげていく必要があり、業務を実施することにより、地元漁業者及び漁協の取組を促すことができることから、同漁協と本業務の随意契約を行うこととした。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
40	水産部	資源管理課	H23.3.11	平成22年度長崎市たちばな漁協地区底質改善業務(海底清掃耕耘業務委託)	13,335,000	長崎市たちばな漁業協同組合	<p>本事業において、シャットネラ赤潮や沿岸域からの流入物等により悪化した橘湾の海底を効率的に耕耘するためには、桁網で耕耘作業が可能である漁船等による施行が効果的である。</p> <p>このためには、当該海域の海底地形・底質・潮流等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。これらの条件を具備するのは、橘湾の沿岸漁業協同組合に属する小型機船底曳網漁業者等である。</p> <p>また、当該事業の耕耘作業は養殖場に近い共同漁業権内の地域を主な実施場所としており、当該事業を実施するうえでは共同漁業権を管理する長崎市たちばな漁業協同組合の協力が重要となってくる。</p> <p>このような点から、当該地域の共同漁業権内で中心となって漁業を営む漁業者が所属する長崎市たちばな漁業協同組合は、当該事業の円滑から確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体である。</p> <p>さらに、当地区における取組や結果については、当該地域の赤潮対策につなげていく必要があり、業務を実施することにより、地元漁業者及び漁協の取組を促すことができることから、同漁協と本業務の随意契約を行うこととした。</p>	第167条の2 第1項第2号
41	水産部	漁業取締室	H22.4.1	平成22年度指導用海岸局の無線業務委託	6,000,000	長崎市柿泊町2496 社団法人 長崎県漁業無線協会 会長 川端 一廣	<p>漁業指導用海岸局として無線業務を実施できるだけの技術・施設・体制を有する県下唯一の無線局であるため、他と競争できず、相手方が特定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号
42	水産部	漁業取締室	H22.4.1	平成22年度漁業取締用航空機借り上げ料	昼間運航1時間/セスナ172型 68,000円 夜間運航1時間/セスナ172型 126,000円	佐賀県佐賀市川副町大字犬井道9476番地188 エス・ジー・シー佐賀航空株式会社 代表取締役 中山 光吉	<p>長崎県内で唯一航空漁業取締業務の実績を有し、昼間・夜間における同事業を円滑に実施でき、また、長崎空港に事務所を設置し、航空機も長崎空港を基地とするため緊急出動などの対応が可能であり、円滑な漁業取締業務が期待できるため。</p>	167条の2第1項第2号
43	水産部	漁業取締室	H22.5.17	22取締船修理第3号漁業取締船かいらいゅう右舷主機関修理工事	1,050,000	福岡県古賀市青柳2848 富永物産(株)九州事業所 所長 植木 盛昭	<p>漁業取締船かいらいゅうの主機関(GM16V-149TI)は米国GM社製であり、日本国内における同社の代理店は富永物産(株)1社のみであり、当該部品の調達は同社以外出来ない。また、修理においても、当該エンジンの修理経験を有する業者は、九州内には同社以外にないため。</p>	167条の2第1項第2号
44	水産部	漁業取締室	H22.12.3	漁業取締船おとり修理工事	1,680,000	長崎市土井首町509-13 株式会社渡辺造船所 代表取締役社長 渡邊 悦治	<p>夜間における密漁船追跡の際、標識パイとの接触事故により船体損傷が認められ、早急に損傷程度の確認と海上保安部による実況見分のために船体上架を行う必要があったが、造船所の船台使用が可能な造船所が契約先の業者1社のみであったことから同社との契約を行ったものである。</p>	167条の2第1項第2号
45	水産部	漁業取締室	H22.12.24	平成22年度長崎県新高速漁業取締船設計業務委託	5,502,000	横浜市都筑区北山田5-7-4-503 有限会社 木原高速艇研究所 代表取締役 木原 和之	<p>船舶の設計に当たっては、船舶安全法、漁船法、電波法、船舶職員法等関連規程のほか、船舶工学等多岐にわたる専門知識及び技術を要し、かつ高速船の設計業務を通じ拾得した知見等を本県漁業取締船に活用し、取締能力の向上と機能の充実を図る必要があることから、プロポーザル方式による業者選定を行った。</p>	167条の2第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
46	水産部	水産振興課	H22.4.1	平成22年度養殖業経営安定化緊急対策事業にかかるマハタ受精卵供給業務	3,000,000	佐世保市小佐々町矢岳168 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役社長 藤井 建	本委託は、新養殖対象魚種であるマハタの受精卵を確保し、県内の種苗生産業者に対し受精卵の供給を行うという業務内容であることから、契約の相手方には次の条件が必要である これまでにマハタの採卵を百万粒規模以上で行った経験を有していること。 採卵用マハタ親魚を有していること。 採卵用のマハタ親魚の養成管理を行った経験を有していること。 ウィルス性神経壊死症(VNN)の防除対策が徹底していること。 以上の条件並びに、これまでの種苗生産事業の実績を考慮すると、該当する機関は、株式会社長崎県漁業公社しかないため。	第167条の2 第1項 第2号
47	水産部	水産振興課	H22.4.1	平成22年度ながさき発・旬鮮「しま育ち」ブランド情報発信事業	5,438,000	長崎市五島町2-27 長崎海産物販路拡大対策事業 実行委員会	当事業では、本県の離島・半島で生産される水産物を「しま育ち」ブランドとして大都市の消費者に対し情報発信を行うとともに、消費者ニーズの把握を行うこととしており、具体的には築地場外にある県漁連東京直売所内にアンテナコーナーを設け、情報発信や商談を実施することとしている。これに対応できる団体は、県内の流通、加工、生産団体等で構成され、総合的な知識を有する長崎海産物販路拡大対策事業実行委員会の他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
48	水産部	水産振興課	H22.4.1	平成22年度ながさき県産魚消費拡大促進事業委託	22,575,000	佐世保市相浦町1563番地 佐世保魚市場もったいない協議会	当事業は「ふるさと雇用再生特別基金」を活用した企画提案型事業として民間企業等から提案があったものであり、選考により県が応募者へ業務委託を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
49	水産部	水産振興課	H22.4.1	平成22年度「島原半島の水産資源の有効活用と地域活性化及び雇用の創出事業」	21,420,000	島原市湊新地町451番地 島原海産物加工組合	当事業は、「ふるさと雇用再生特別基金」を活用した企画提案型事業として民間企業等から提案があったものであり、選考により県が応募者へ業務委託を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
50	水産部	水産振興課	H22.4.1	平成22年度地域水産物活用事業	7,700,000	平戸市生月町壱部浦168番地2 生月漁業協同組合	当事業は、「ふるさと雇用再生特別基金」を活用した企画提案型事業として民間企業等から提案があったものであり、選考により県が応募者へ業務委託を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
51	水産部	水産振興課	H22.4.1	平成22年度ながさき県産魚消費拡大促進事業委託	6,480,000	長崎市京泊3丁目3番1号 株式会社 ヤマス	当事業は、「ふるさと雇用再生特別基金」を活用した企画提案型事業として民間企業等から提案があったものであり、選考により県が応募者へ業務委託を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
52	水産部	水産振興課	H22.4.1	平成22年度ながさき県産魚消費拡大促進事業委託	28,646,000	長崎市京泊3丁目3番1号 長崎魚類仲卸協同組合	当事業は、「ふるさと雇用再生特別基金」を活用した企画提案型事業として民間企業等から提案があったものであり、選考により県が応募者へ業務委託を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
53	水産部	水産振興課	H22.4.1	平成22年度中国向け輸出水産食品検査体制緊急整備事業	15,000,000	西彼杵郡長与町高田郷 3640-3 社団法人 長崎県食品衛生協会	従来、中国への輸出ごとに義務づけられている「衛生証明書」の発行は、県、市の保健所で実施されていたが、国の通達により平成22年2月1日から自治体の手続きが廃止され、手続きに不可欠な検査体制を早急に県内に整備することが必要となっている。 県内でこれに対応できる機関は、証明書発行機関である(社)長崎県食品衛生協会の他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
54	水産部	水産振興課	H22.4.1	平成22年度長崎産水産加工品生産・販売体制強化事業	13,100,000	長崎市多以良町1551-4 社団法人 長崎県水産加工振興協会	当事業では、県内の水産加工原料を県内加工業者に適正に供給するとともに、消費者ニーズに対応した商品開発のための消費者動向の把握と加工業者への情報提供、さらには、長崎産原料を利用したすり身等の生産技術開発、未・低利用魚の商品開発を行うこととしている。これに対応できる団体は、水産加工業関係者の県内統一組織として設立され、生産から流通まで総合的な知識を有しているとともに、県内の多くの加工業者を会員とする(社)長崎県水産加工振興協会の他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
55	水産部	水産振興課	H22.4.1	長崎魚市場監視業務委託	15,913,800	長崎市京泊3丁目3番1号 長崎魚市(株) 代表取締役社長 中山士朗	長崎魚市(株)は、長崎魚市場における唯一の卸売業者で、市場内に社屋を構え、市場業務及び施設・機器を熟知しており、24時間365日の監視業務が可能であるとともに、施設・機器の異常を即時に発見し、復旧についても即応でき、市場業務に支障をきたさない監視体制が確保できる業者は他にいない。	第167条の2第1項 第2号
56	水産部	水産振興課	H22.4.1	長崎県地方卸売市場長崎魚市場卸売場棟施設修繕業務委託	8,696,520	長崎市京泊3丁目3番1号 長崎魚市(株) 代表取締役社長 中山士朗	長崎魚市(株)は、長崎魚市場における唯一の卸売業者であり、卸売場棟の使用することから、卸売場棟、隣接する活魚センター及び関連機器等を十分に熟知しノウハウの蓄積があることに加え、県が直接実施する場合と同等の方法、内容で、設計、発注、監督、検査を行う体制が整っており、契約の相手方としては当社を以て他にはない。	第167条の2第1項 第2号
57	水産部	水産振興課	H22.4.1	長崎県地方卸売市場長崎魚市場統計年報作成業務委託	1,638,000	長崎市京泊3丁目3番1号 長崎魚市(株) 代表取締役社長 中山士朗	長崎魚市場の統計年報を作成するため、長崎魚市場の水揚げ・取扱量等の基礎資料のとりまとめと、データ作成及び年報の印刷を一括して行う業務であり、長崎魚市場の業務について充分熟知し、高度な能力・知識・経験を要することから、長崎魚市(株)の他には本業務を行うことはできない。	第167条の2第1項 第2号
58	水産部	水産振興課	H22.4.1	長崎県地方卸売市場長崎魚市場の管理運営に関する業務及び事務委託	76,641,600	長崎市京泊3丁目3番1号 (社)長崎魚市場協会 会長理事 柏木哲	市場内に事務所を設置して当該業務を遂行できる団体としては、市場の適切な管理運営に関する事業などを目的とした公益法人で、自主的に市場全体の秩序維持に取り組んでいる(社)長崎魚市場協会以外にない。	第167条の2第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
59	水産部	水産振興課	H22.8.3	平成22年度ながさき水産加工品質強化推進事業	4,720,000	長崎市多以良町1551-4 社団法人 長崎県水産加工振興協会	本事業では平成「長崎俵物」認定基準の見直しに伴うブランドイメージの低下を防ぐとともに、消費者の食に対する安全・安心の高まりの中で、期限表示の厳格化等に対応するため、原料魚の脂質含量等の理化学的検査や安全・安心確保のための細菌検査、認定基準遵守のための表示・パッケージ指導等の衛生検査体制等の整備・強化を図ることとしている。 これに対応できる団体は、水産加工業関係者の県内統一組織として設立され、生産から流通まで総合的な知識を有しているとともに、平成「長崎俵物」の認定機関である(社)長崎県水産加工振興協会の他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
60	水産部	水産振興課	H22.8.4	第48回長崎県水産加工振興祭開催事業	2,440,000	長崎市多以良町1551-4 社団法人 長崎県水産加工振興協会	水産加工製品品評会は県内の水産加工業者を対象とし、その水産加工業者から出品された出品物の品質及び製造技術を審査評価するため高度な専門知識を要する。これに対応できる団体は、水産加工業関係者の県内統一組織として設立され、生産から流通まで総合的な知識を有している(社)長崎県水産加工振興協会の他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
61	水産部	水産振興課	H22.8.25	平成22年度アジアにも通用する長崎ブランド魚創出事業	7,425,000	長崎市江戸町2番13号 長崎県水産物海外普及協議会	県は平成19年に策定した「長崎県水産物輸出戦略」の下、長崎県水産物海外普及協議会を立ち上げ中国において本県産鮮魚のブランド確立や販路の確保に取り組んでいる。 日本食ブームと併せ今後も中国への輸出は伸びることが予想されるため、中国内の消費者ニーズを把握し、高品質で安全・安心な本県産鮮魚や養殖魚のPR、ブランド管理を強化することが必要であり、この事業を実施できるのは輸出に取り組んでいる長崎県水産物海外普及協議会の他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
62	水産部	水産振興課	H22.11.30	平成22年度新長崎漁港地域活性化対策事業	14,630,000	長崎市三重町348-7 長崎漁師村(ごんあじの郷)運営協議会 会長 柏木 哲	本事業では、長崎魚市場を中核とした水産県長崎の最大拠点である新長崎漁港地域において、多種多様な地元産及び本県産水産物のPR、魚食普及の推進等の各種イベントを通じ、県民及び観光客に対し本県産水産物の良さを積極的にPRすることにより、水産物の消費拡大と当該地域の活性化を図ることを目的としている。 これに対応できる団体は、当該地域における流通業者、水産加工業者、生産団体等で構成され、総合的な知識を有する長崎漁師村(ごんあじの郷)運営協議会の他にない。	第167条の2 第1項 第2号
63	水産部	水産振興課	H22.12.28	長崎魚市場のセリ場衛生管理事業	3,835,000	長崎市京泊3丁目3番1号 社団法人長崎魚市場協会 会長理事 柏木 哲	社団法人長崎魚市場協会は、定款で会員相互の綿密な連絡と協調により、長崎魚市場の積極的な利用を促進し、併せて魚食普及に努めることにより、県民の蛋白食糧の安定供給と魚食生活の改善、向上に寄与することを目的と規定しており、事業として魚市場の管理運営に関するを行うと規定している。 この事業を実施できるのは、社団法人長崎魚市場協会の他にはない。	第167条の2第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
64	水産部	水産振興課	H22.8.30	長崎魚市場海水処理施設修理工事	2,163,000	長崎市多良町560番地3 株式会社新三重 代表取締役 荒木 豊	原水ポンプの故障が想定され修理を依頼したところ、井戸中ポンプが稼働していないことが判明した。大量の水揚げによる井水の大量使用が想定される中で、業者選定等に多大の日数をかけると、営業保証の問題が生じることが懸念され、早急な修理対応を行う必要があったため。	第167条の2第1項 第2号
65	水産部	漁港漁場課	H22.5.25	広域漁場整備工事(設計・積算業務委託)	30,660,000	(相手先) 社団法人 水産土木建設技術センター 長崎支所 (住所) 長崎市元船町17-1 (氏名) 社団法人 水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐富美雄	本業務は魚礁設置工事の設計、積算を行うものであるが、その遂行には、使用構造物に関する知識、設置予定海域の海洋学的特性に精通している必要がある。また、設計は使用構造物の決定にかかわり、積算は予定価格の決定にかかるものであるため、公平性かつ情報管理が必要とされる業務である。 (社)水産土木建設技術センター長崎支所は、農林水産大臣の許可のもとに設立された公益法人であり、水産基盤整備事業に関する水産技術及び水産土木技術の専門知識を有する職員で構成され、これまでも本県周辺海域において多数の水産基盤整備事業に関する測量・調査・設計・積算業務を実施しており知識、経験を有している。また、設計・積算業務に関し公平性かつ情報管理が求められることから(社)水産土木建設技術センター長崎支所と随意契約するものである。	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
66	水産部	漁港漁場課	H22.9.2	平成22年度水産基盤整備事業効果調査業務委託	9,555,000	長崎市元船町17-1 社団法人 水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐富美雄	<p><b>大型魚礁効果調査</b> この業務を遂行するには漁場造成事業にかかる技術知識を有し、現在までの本県における事業(水産基盤整備事業、旧沿岸漁場整備開発事業等)の実績や経過等に関する知識が必要である。 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所は、漁場造成に関する水産技術及び水産土木技術の専門的知識を有する職員で構成された公益法人であり、本県の漁場造成に関する事前調査、魚礁の設計、効果調査など数多くの調査を手がけ、信頼性の高い成果を上げている。 また、本県の造成漁場における生物生態系及び水産土木技術面において数多くのデータを整備し活用できる体制を整えている。 現在、本県海域の漁場造成に関して、海洋特性、水産生物、水産土木技術など豊富な知識をあわせて持っており、その知見に立脚した調査が可能なのは、社団法人水産土木建設技術センター長崎支所一者のみである。</p> <p>長崎西人工海底山脈及びその周辺漁場における漁獲標本船調査本調査で採用する、GPSデータロガーを用いた漁獲標本船調査及びそのデータ解析の手法は、水産土木建設技術センター自身が「魚礁効果診断システム」として技術を開発しており、昨年度も対馬東海域における造成漁場の効果を定量的に把握することに成功している。現在、本手法を用いて、造成した漁場における漁場生産効果を定量的に把握することが出来るのは、水産土木建設技術センター長崎支所のみである。</p> <p><b>海底耕うん効果調査</b> この業務は、水域環境保全創造事業(海底耕うん)実施地区における海底耕うん実施前後について、底質・底生生物の状況調査及び漁獲調査を行うもので、調査の実施や結果の考察を行うには、海洋特性・水産生物の生態についての専門知識が必要である。 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所は、海洋関係・水産生物の専門的知識を有する職員で構成された公益法人であり、本県の漁場造成事業に関する事前調査、魚礁の設計、効果調査など数多くの調査を手がけ、信頼性の高い成果を上げている。また、有明海の養殖場における漁場改善事業の効果調査の実績がある。 また、当センターでは本県の漁場における生物生態的・水産土木技術的な数多くのデータ・知見を有しており、今回の底質・底生生物調査、漁獲調査において海洋特性・水産生物の面からもそれぞれ関連づけて考察することが可能である。 その技術知識等に立脚した調査が可能であることや、調査方法、調査データの継続性の観点から、本調査を遂行出来るのは、県内で社団法人水産土木建設技術センター長崎支所一者に限られる。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
67	水産部	漁港漁場課	H22.9.2	広域漁場整備工事(中層浮魚礁モニタリング調査業務委託)	26,460,000	長崎市元船町17-1 社団法人 水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐富美雄	この業務を遂行するには、漁場造成事業にかかる技術知識を有し、現在までの本県における事業(水産基盤整備事業、旧沿岸漁場整備開発事業)等の実績や経過等に関する知識が必要である。 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所は、漁場造成に関する水産技術及び水産土木技術の専門的知識を有する職員で構成された公益法人であり、本県の漁場造成事業に関する多くの調査業務を取り扱い、漁場造成にかかる事前調査、魚礁の設計、効果調査などについて信頼度の高い成果を上げている。 また、当センターでは本県の造成漁場における生物生態的及び土木技術的な数多くのデータを整備し活用できる体勢を整えているため、従来の魚礁と中層型浮魚礁の効果の相違を検討することが可能である。現在、本県海域の漁場造成について豊富な技術知識を有し、その技術知識に立脚した調査が可能なのは、社団法人水産土木建設技術センター長崎支所一者に限られる。	第167条の2 第1項 第2号
68	水産部	漁港漁場課	H22.9.8	水域環境保全創造工事(測量・調査・設計・積算業務委託)	14,070,000	長崎市元船町17-1 社団法人 水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐富美雄	本業務は新規の藻場造成の実施に先立つ測量・調査・設計・積算を行うものであり、使用構造物に対する知識のみならず設置予定海域の生物学的・海洋学的特性及び藻場の特性に精通し、かつ経験豊富なことが必須である。 (社)水産土木建設技術センター長崎支所は、農林水産大臣の許可の元に設立された公益法人であり、水産基盤整備事業に関する水産技術及び水産土木技術の専門知識を有する職員で構成され、営利目的ではなく、かつ機密漏洩の心配もなく、これまでも本県周辺海域において多数の藻場造成事業に関する設計・積算業務を受託し、信頼性の高い業績を残していることから、本業務を効率的、効果的に実施できる唯一の機関である。	第167条の2 第1項 第2号
69	水産部	漁港漁場課	H22.9.8	広域漁場整備工事(施工管理業務委託)	46,147,500	長崎市元船町17-1 社団法人 水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐富美雄	施工管理については、水産庁の指導により、「業務の委託先は水産基盤整備事業等に精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人等とする」とある。 (社)水産土木建設技術センター長崎支所は、農林水産大臣の許可のもとに設立された公益法人であり、水産基盤整備事業に関する水産技術及び水産土木技術の専門知識を有する職員で構成され、営利目的ではなく、かつ機密漏洩の心配もなく、これまでも本県周辺海域において漁場整備工事の施工管理に関する実績が豊富で関連する測量・調査・設計・積算等の業務にも精通していることから、本業務を効率的、効果的に実施できる県内唯一の機関である。	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
70	水産部	漁港漁場課	H22.10.7	長崎県北部地区広域漁場整備工事(苓岐西工区 調査・施工管理業務委託)	14,017,500	長崎市元船町17-1 社団法人 水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐富美雄	<p>本業務は人工海底山脈造成工事の施工実態等の調査、施工管理を行うものであるが、従来の魚礁工等と異なり、新たな工法に基づき実施する。</p> <p>このため以下の条件等が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準歩掛が存在しないため、独自の歩掛を確立させるための施工実態調査等が不可欠であるが、当該調査は公的機関による実施が適当と判断されること。</li> <li>施工管理の委託先については水産庁部長通知により「水産基盤整備事業などに精通し、構造計算、積算、及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人とする」旨規定されていること。</li> <li>新工法のため、施工管理には高度の海洋測量技術、造成予定海域の海底地形等をはじめとする知見・技術の蓄積が不可欠であること。</li> </ul> <p>以上の条件等を満たしかつ、過去に類似業務を受託遂行した実績を有する機関は県内では(社)水産土木建設技術センター長崎支所のみである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
71	水産部	漁港漁場課	H22.11.16	苓岐地区広域漁場整備工事(苓岐西地区人工礁設計業務委託)	18,900,000	長崎市元船町17-1 社団法人 水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐富美雄	<p>本業務は、人工礁造成工事のための設計を行うものであるが、本工事は既設の苓岐西部地区人工湧昇流漁場が持つ魚礁効果をより高めるため、最適の魚礁配置を決定する必要があるなど、人工礁造成工事にかかる専門的知識・技術を有するだけではなく、人工湧昇流発生構造物の特性にかかる専門的知識・技術、設置予定海域の海洋学的・生物学的知見に加え、漁場としての特性にも精通し、総合的な取りまとめ能力が必要となり、経験豊富なことが必須である。</p> <p>以上の理由から、過去に県営の人工礁造成工事及び人工湧昇流漁場造成工事に関する多くの測量・調査・設計業務を受託し、効率的かつ正確な業務の遂行が出来るとともに、従来からのデータ蓄積により本県海域の個々の特性を詳細に把握している唯一の機関である(社)水産土木建設技術センター長崎支所と随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項 第2号
72	水産部	漁港漁場課	H22.12.1	水域環境保全創造工事(測量・調査・設計・積算業務委託)	5,775,000	長崎市元船町17-1 社団法人 水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐富美雄	<p>本業務は新規の藻場造成の実施に先立つ測量・調査・設計・積算を行うものであり、使用構造物に対する知識のみならず設置予定海域の生物学的・海洋学的特性及び藻場の特性に精通し、かつ経験豊富なことが必須である。</p> <p>(社)水産土木建設技術センター長崎支所は、農林水産大臣の許可のもとに設立された公益法人であり、水産基盤整備事業に関する水産技術及び水産土木技術の専門知識を有する職員で構成され、営利目的ではなく、かつ機密漏洩の心配もなく、これまで本県周辺海域において多数の藻場造成事業に関する設計・積算業務を受託し、信頼性の高い業績を残していることから、本業務を効率的、効果的に実施できる唯一の機関である。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:水産部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
73	水産部	漁港漁場課	H23.2.28	公有水面埋立図書等 データ登録業務委託	5,250,000	長崎市恵美須町4番5号 NBC情報システム(株) 代表取締役 平井健司	本業務は、現在運用している長崎県漁港施設管理システムへの図面データ等の追加・修正及びその図面データと台帳データの関連付けを行うものであり、当該業務を行える者は、当該システムを構築し、本プログラムの内容を熟知した業者以外に存在しないため、相手方が特定される。	第167条の2 第11項 第2号